

キャリアアップガイド〔社会福祉職〕

職 種	社会福祉
職務内容	・ 児童福祉に関する対人援助業務 ・ 地域福祉に関する業務 ・ 障害者福祉に関する対人援助業務 ・ 女性福祉に関する対人援助業務 ・ 精神保健福祉に関する業務
主な配属先	・ 福祉局・保健医療局本庁 ・ 児童・障害者相談センター（一時保護所含む。） ・ 愛知学園 ・ 福祉相談センター・ ・ 精神保健福祉センター ・ 医療療育総合センター ・ 女性相談支援センター ・ 保健所
め ざ す 職 員 像	社会福祉職として、高い対人援助技術と高度な企画・調整能力を持ち、総合的な視点から判断し行動することができる職員
＜育成の考え方＞ ・ 実務経験を通じて、社会福祉職として不可欠な対人援助技術と、関係機関との調整力の向上及び行政的な知識の獲得を図るため、職員の適性に留意しながら、計画的に異動を行う。 ・ 地方機関においては、可能な限り2か所以上の分野・所属を経験する。（保健所の精神保健福祉業務を経験していない者は精神保健福祉センターには配属しない。） ・ 対人援助業務の技術力の向上、新たな知識の習得を図るため、業務研修の受講機会を確保する。 ・ 学会や研究会への参加を奨励する。 ＜主な職務内容別の方針＞ 〔児童福祉に関する対人援助業務〕 ・ 児童相談センターにおける実務経験を通じて、被虐待児童を始めとする要支援児童とその保護者に対する専門知識、援助技術とともに、市町村などの関係機関との調整能力を兼ね備えた職員の育成を図る。 ・ 愛知学園、一時保護所において、様々な児童の生活全般に直接的に関わる援助を経験することにより、知識だけでなく実践的な技術も兼ね備えた職員の育成を図る。 〔地域福祉に関する業務〕 ・ 福祉相談センター地域福祉課における実務経験を通じて、生活保護業務のケースワーク技術向上とともに、地域の福祉的援助の企画・調整能力を兼ね備えた職員の育成を図る。 〔障害者福祉に関する対人援助業務〕 ・ 障害者相談の実務経験を通じて、障害者への直接的な支援、保護者や地域支援についての専門的な技術・知識を兼ね備えた職員の育成を図る。 ・ 医療療育総合センターにおいて、利用者の直接処遇を経験することにより、実践的な技術の獲得を図る。 〔女性福祉に関する対人援助業務〕 ・ 女性相談支援センターにおける、DV被害者を始めとする女性への相談（面接・電話）を通じて、専門的な知識と相談技術を兼ね備えた職員の育成を図る。	

- ・ 女性相談支援センター一時保護所における、要支援女性の生活を含めた直接的な支援を通じて、実践的な技術の向上とともに関係機関との調整力を兼ね備えた職員の育成を図る。

[精神保健福祉に関する業務]

- ・ 保健所や精神保健福祉センターでの実務経験を通じて、精神障害者やその家族等に対する専門知識、援助技術とともに、心の健康づくり、自殺・ひきこもり・依存症対策の推進に必要な企画・調整・指導能力を兼ね備えた職員の育成を図る。

《キャリアイメージ》

区 分	社会福祉		社会福祉	
	異 動・配 属 の 考 え 方	必要とされる知識・能力	取得が望ましい資格等	受講すべき研修等
新規採用	社会福祉職員が複数配置されている職場に配属する。 【地方機関】 児童・障害者相談センター（児童福祉司）、愛知学園、女性相談支援センター、医療療育総合センター、福祉相談センター、保健所、精神保健福祉センター 各分野での対人援助業務の基礎的な技術・知識を習得するとともに適性を見出すため、2ヶ所以上の所属を経験できるよう計画的に異動を行う。 職務分野の偏りが無いように幅広い職務経験を積み重ね、適性を見出すとともに、実務の中心的役割を担う職員を目指す。 できる限り本庁を経験する。 【本庁】福祉局・保健医療局本庁 【児童福祉】児童相談センター 愛知学園、一時保護所 【女性福祉】女性相談支援センター 【障害者福祉】医療療育総合センター 障害者相談センター 【地域福祉】福祉相談センター 【精神保健等】保健所、精神保健福祉センター 県立病院	【採用3年目まで】 ・職員としての基礎固め ・社会福祉職員としての基礎固め		・地域精神保健福祉関係等新任職員研修
主事・主任 （採用後8年間）		【主査級昇任まで】 ・要支援児童に対する専門知識、援助技術とともに、関係者及び関係機関との調整能力		・保健所精神保健福祉研修
主任級 （9年目以降）		・児童福祉施設及び障害者施設における、生活全般に関わる援助 ・障害者への指導、保護者や地域支援 ・DVを始めとする女性相談及び被害者支援 ・精神障害者への援助、精神保健福祉相談、自殺・ひきこもり・依存症対策、精神科病院の指導監査 ・生活保護のケースワーク技術及び地域の福祉的援助		・児童相談所、児童福祉施設職員合同研修
主査級	これまでの業務経験から、今後、自分が専門としたい対人援助分野についての課題を設定し自ら取り組むことにより、社会福祉職員としての能力・資質に磨きをかけ、後輩の指導・育成とともに、実務の中心的役割を担う職員をめざす。 ○行政経験を通じ社会福祉職としての専門能力の幅を広げる ○本庁を経験し、課題に対応できる企画・調整・指導能力を習得 ○被虐待児を始めとする要支援児童に対する専門知識、援助技術を習得 ○保護者及び関係機関との調整能力を習得 ○DV被害者を始めとする女性への相談に対する専門知識、援助技術を習得 ○関係機関との調整能力を習得 ○障害者支援の専門知識、援助技術を習得 ○関係機関との調整能力を習得 ○生活保護業務のケースワーク技術を習得 ○地域の福祉的援助の企画・調整能力を習得 ○精神障害者支援の専門知識、援助技術を習得 ○自殺・ひきこもり・依存症対策についての援助技術の習得 ○関係機関との調整能力を習得	・専門分野の事業における企画 ・専門分野の事業における市町村への指導		・児童相談所中堅職員合同研修 ・児童相談所中堅児童福祉司、心理司合同研修
課長補佐級	社会福祉職として不可欠な高い対人援助技術と、関係機関との調整能力及び行政的な知識を有し、総合的な視点から判断し行動することができる職員	・若手職員へのスーパーバイズ		・児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修
課長補佐 （グループ班長）	グループ班長として、専門分野のリーダーとしての役割を担って業務推進するとともに、人材育成など組織マネジメントを行う。			
備考 （その他関連措置）				他に、キャリアに関わらず、児童福祉・精神保健福祉に関する研修の受講